

INTILAQ サポーター申込書

下記のとおり INTILAQ の活動趣旨に賛同し、寄附を致します。

記

1 寄附の種類・金額

種類	口数	合計金額
ゴールドサポーター	10万円× () 口	円
シルバーサポーター	5万円× () 口	円
ブロンズサポーター	1万円× () 口	円
ジェネラルサポーター	1,000円× () 口	円

2 寄付金払込予定日 平成 年 月 日 (予定)

3 振込先：原則として5万円以上のご寄付の場合は振込でお願い致します。

七十七銀行 卸町支店 普通 5011951
 口座名義 一般社団法人 IMPACT Foundation Japan

4 お申込者について

お申込者名 (法人名)	
ご担当者名	
ご住所	〒
電話番号	
FAX	
E-Mail	
備考	

5 メタルプレート作成について (下記のいずれかに○をお願いします。)

- a. メタルプレートの作成・掲載を希望する
- b. メタルプレートの作成・掲載を希望しない

6 メタルプレートの印字について

- a. 印字を希望する (ジェネラルは手書きのみ・フォントと大きさは指定することが出来ません)

印字内容 (会社名もしくはお名前) :

- b. 手書きを希望する (会社名もしくはお名前・寄付日をご記入頂けます)
 先に振込を頂いた場合のご来館予定日 平成 年 月 日

7 メタルプレートの掲示について

手書きの場合…掲示期間は掲示開始した日の翌月 1 日を起算としてそこから 3 年間となります。

例：2017 年 10 月中にご入金…2020 年 10 月 31 日まで掲示

印字の場合…毎月 15 日までにお申込書の提出とご入金を確認できた分について、当月末日までに掲示。

掲 示 期 間 は そ の 翌 月 1 日 を 起 算 と し て そ こ か ら 3 年 間 と な り ま す 。

例

・2017 年 10 月 15 日にご入金…2017 年 10 月 31 日までに掲示。2020 年 10 月 31 日まで掲示

・2017 年 10 月 20 日にご入金…2017 年 11 月 30 日までに掲示。2020 年 11 月 30 日まで掲示

8 お申込み・連絡先：INTILAQ 東北イノベーションセンター

〒984-0015 宮城県仙台市若林区卸町 2-9-1

TEL:022-357-0543 FAX:022-357-0542 E-Mail:reception@intilaq.jp

INTILAQ 寄付金取扱規約

<目的>

第1条 この規約は、一般社団法人 IMPACT Foundation Japan (以下、法人と言う)における寄付金の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

<受入>

第2条

1. 法人は、INTILAQ 東北イノベーションセンターの運営目的に適う寄付金を受け入れるものとする。
2. 次の各号に掲げる条件の付された寄付金は受け入れることができないものとする。
 - (1) 寄付者に対して寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
 - (2) 暴力団関係者又は反社会的行為をされる方からの寄付。
 - (3) その他、法人運営上支障があると認められる場合。
3. 講演の謝礼等、その対価同等金額を寄付金とすることもできる。

<寄付金の申込>

第3条

寄付金の申込みに際しては、法人は寄付者より所定の寄付金申込書の提出を受けるものとする。

<メタルプレート取扱>

第4条

1. 金額に応じて該当するメタルプレートに寄付者の氏名(会社名)と寄付日を印字する、もしくは寄付者自ら、同内容を手書きするものとする。
2. 印字分については、毎月 15 日までにお申込書の提出とご入金を確認できた分について、当月末日までにメタルプレートを作成し掲示する。
3. 掲示期間は掲載開始した日の翌月 1 日を起算としてそこから 3 年間とする。
4. 次の各号に掲げる条件の付された場合は期間内においても掲示を取り外すことができる。
 - (1) 第2条2項に該当する条件が判明した場合
 - (2) 施設の点検、補修及び改造等施設の管理運営上やむを得ない場合

<管理>

第5条 寄付金は、法人経理担当者が管理する。

<その他>

第6条(本規約に定めのない事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合には、本規約の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。

<規程の変更>

第7条 本規約の変更は、利用者の事前の承諾を得ることなく、法人が変更できるものとする。

付 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

制 定 平成29年10月1日